

(4) 公益財団法人とっとりコンベンションビューロー 給与等状況報告書

1 職員給与の状況（令和6年度）

職員数	給 与 費			
	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計
22 人	77,806 千円	11,496 千円	27,963 千円	117,265 千円

（注）職員手当は、退職手当、期末手当及び勤勉手当を含みません。

2 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（令和7年4月1日現在）

一般職		
平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
297,604 円	341,325 円	45 歳

（注）1 「平均給料月額」は扶養手当等の職員手当を含まない給料のみの平均月額です。

2 「平均給与月額」は、給料月額と毎月支払われる手当（期末手当、勤勉手当及び退職手当以外の手当）とを合計したものの平均月額です。

3 職員の初任給の状況（令和7年4月1日現在）

区 分		初 任 給	備 考
一般職	大学卒	その者の職と責任及び学歴、職歴、経験年数、その他の事情を考慮し、理事長が決定する。	
	高校卒		
任期付一般職	大学卒		
	高校卒		

4 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和7年4月1日現在）

区 分	経験年数	5 年	10年	20年	30年	備考
	一般職	大学卒	－ 円	－ 円	－ 円	348,600 円
高校卒		－ 円	－ 円	－ 円	－ 円	

（注）「経験年数」は、採用後の年数に採用前の職歴などの期間を職員の期間として換算した年数を加算したものです。

5 職員手当の状況（令和7年4月1日現在）

区 分	内 訳																		
<p>期末手当 勤勉手当 (県の規定に 準ずる)</p>	<p>[支給割合]</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">期末手当</th> <th style="text-align: center;">勤勉手当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">6月期</td> <td style="text-align: center;">1.250 月分</td> <td style="text-align: center;">0.910 月分</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">12月期</td> <td style="text-align: center;">1.250 月分</td> <td style="text-align: center;">0.910 月分</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: center;">2.500 月分</td> <td style="text-align: center;">1.820 月分</td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-left: 20px;">職制上の段階、職務の 級等による加算措置 有</p> <p>[令和6年度実績]</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">支給総額</th> <th style="text-align: center;">支給職員数</th> <th style="text-align: center;">1人当たり平均支給年額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">27,962,547 円</td> <td style="text-align: center;">22 人</td> <td style="text-align: center;">1,271,025 円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	期末手当	勤勉手当	6月期	1.250 月分	0.910 月分	12月期	1.250 月分	0.910 月分	計	2.500 月分	1.820 月分	支給総額	支給職員数	1人当たり平均支給年額	27,962,547 円	22 人	1,271,025 円
区 分	期末手当	勤勉手当																	
6月期	1.250 月分	0.910 月分																	
12月期	1.250 月分	0.910 月分																	
計	2.500 月分	1.820 月分																	
支給総額	支給職員数	1人当たり平均支給年額																	
27,962,547 円	22 人	1,271,025 円																	
<p>退職手当</p>	<p>[支給率]</p> <p>退職金の支給は独立行政法人勤労者共済機構・中小企業退職共済事業本部との間に退職金共済契約を締結することにより行い、退職手当の額は、掛金月額と掛金納付月数に応じ、中小企業退職金共済法に定められた額とする。</p> <p>(その他の加算措置) 定年前早期退職特例措置 無</p> <p>[令和6年度実績] 支給実績なし</p>																		
<p>時間外勤務手当</p>	<p>[令和6年度実績]</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">支給総額</th> <th style="text-align: center;">支給職員数</th> <th style="text-align: center;">1人当たり平均支給年額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">3,349,724 円</td> <td style="text-align: center;">18 人</td> <td style="text-align: center;">186,096 円</td> </tr> </tbody> </table>	支給総額	支給職員数	1人当たり平均支給年額	3,349,724 円	18 人	186,096 円												
支給総額	支給職員数	1人当たり平均支給年額																	
3,349,724 円	18 人	186,096 円																	

区分	内 容			
	対象職員	支 給 月 額		
管理職手当	一定の管理又は監督の地位にある職員	事務局長	65,000 円	
		事務局次長、館長	55,000 円	
		副館長	50,000 円	
		課長	45,000 円	
		専任課長	35,000 円	
		〔令和6年度実績〕		
		支給総額	支給職員数	1人当たり 平均支給月額
		3,555,000 円	7 人	42,321 円
扶養手当 (県の規定に 準ずる)	扶養親族として配偶者、子等を有する職員	ア 扶養親族（子及び配偶者を除く）	6,500 円	
		イ 子	11,500 円	
		ウ 配偶者	3,000 円	
		満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	1人につき 5,000 円を加算	
		〔令和6年度実績〕		
		支給総額	支給職員数	1人当たり 平均支給月額
		1,632,000 円	8 人	17,000 円
住居手当 (県の規定に 準ずる)	住宅を借り受け月額12,000円を超える家賃を支払っている職員	ア 借家・借間居住者	家賃の額に応じ、 最高 27,000 円まで支給	
		イ 単身赴任手当受給者で配偶者に居住させるため借家・借間を借り受けている者	借家・借間居住者の例によった場合の額の2分の1相当額	
		〔令和6年度実績〕		
		支給総額	支給職員数	1人当たり 平均支給月額
		1,392,000 円	5 人	23,200 円

区分	内 容			
	対象職員	支 給 月 額		
通勤手当 (県の規定に 準ずる)	交通機関等を利用し、又は自動車等を使用して通勤している職員	支給額	以下のア～ウ及びオの金額の合計（上限150,000円）にエの額を加算した金額	
		ア 交通機関等利用者	次の①又は②のうち、支給単位期間当たりの額が低い方の額 ①支給単位期間の間通用する定期券の額 ②通勤21回分の回数券の額	
		イ 自動車等使用者	通勤距離に応じ、月額 1,700 円から 53,100 円の範囲内で支給	
		ウ 特別急行列車等利用者	特別急行料金、高速自動車国道等特別料金等の額を加算	
		エ 駐車料金を負担している場合	(駐車場代の加算) 通勤のため4輪の自動車を使用し、駐車場として公署の敷地を利用する場合に、当該利用に係る1月あたりの職員負担額が5,000円を超えることとなると任命権者が認める公署に勤務する職員に支給（1月あたり1,000円を上限とする。） (パークアンドライド) 公共交通機関等及び自動車等に係る通勤手当をともに受けている職員が、公共交通機関の利用に伴って駐車場を利用し、駐車料金を負担することを常例としている場合に、当該駐車料金の相当する額を支給（1月あたり3,000円を上限とする。）	
		オ ノーマイカー運動に参加する場合	ノーマイカー運動参加者に対し、1月あたり3往復程度参加することを想定した通勤手当を支給	
	〔令和6年度実績〕			
		支給総額	支給職員数	1人あたり平均支給月額
	1,459,600 円	20 人	6,082 円	
特殊勤務手当	緊急事案発生時の通報等への対応業務に従事する職員	正規の勤務時間外に公用携帯電話の所持により緊急事案発生時の通報等への対応業務に従事した場合は、1月あたり3,000円を支給		
		〔令和6年度実績〕		
		支給総額	支給職員数	1人あたり平均支給月額
		108,000 円	3 人	3,000 円

6 役員の報酬等の状況（令和7年4月1日現在）			
区 分	給料・報酬月額	期末手当	備 考
常勤役員1号俸	275,000円	なし	理事長が理事会の承認を得て決定
常勤役員2号俸	325,000円		
常勤役員3号俸	375,000円		
常勤役員4号俸	425,000円		
職員を兼ねる常勤役員1号俸	65,000円		職員としての給与は給与規程により支給
職員を兼ねる常勤役員2号俸	75,000円		
非常勤理事長	100,000円		100,000円を上限に理事長が理事会の承認を得て決定
非常勤役員・評議員	1回につき9,200円		
非常勤役員（監事）	会計監査1回につき30,000円		
[令和6年度実績]			
①常勤役員			
支給総額	支給者数	1人当たり 平均支給月額 (期末手当等を含む)	
4,500,000円	1人	375,000円	
②非常勤役員			
支給総額	支給者数	1人当たり 平均支給月額	
1,460,000円	12人	10,139円	
7 給与制度の変更			
(1) 変更内容			
区 分	変 更 後	変 更 前	変 更 理 由
職員給料表	1級 1～48号給 179,400円～241,100円	1～48号給 162,100円～224,500円	県の制度の改正を参考とした給料水準の引き上げのため
	2級 1～48号給 224,300円～275,700円	1～40号給 208,000円～259,000円	
	3級 1～61号給 257,700円～326,900円	1～49号給 240,900円～310,000円	
	4級 1～64号給 284,500円～371,200円	1～52号給 271,600円～358,500円	
	5級 1～75号給 310,300円～394,100円	1～75号給 301,500円～389,600円	
	6級 1～73号給 355,600円～425,000円	1～73号給 351,600円～421,000円	
期末手当 勤勉手当	6月 期末 1.250月分 勤勉 0.910月分 12月 期末 1.250月分 勤勉 0.910月分	6月 期末 1.225月分 勤勉 0.860月分 12月 期末 1.275月分 勤勉 0.960月分	県の制度に準じた改定

区 分	変 更 後	変 更 前	変 更 理 由
管理職手当	事務局長 65,000円 事務局次長、館長 55,000円 副館長 50,000円 課長 45,000円 専任課長 35,000円	事務局長 55,000円 事務局次長、館長 45,000円 副館長 40,000円 課長 35,000円 専任課長 30,000円	給料水準の引上げとの均衡等による改定
扶養手当	扶養親族 (子及び配偶者を除く) 6,500円 子 11,500円 配偶者 3,000円	配偶者、子以外の扶養親族 6,500円 子 10,000円	県の制度に準じた改定
通勤手当	支給額 以下のア～ウ及び びオの金額の合計(上限 150,000円)にエの額を 加算した金額 ア 交通機関等利用者 略 イ 自動車等使用者 通勤距離に応じ、月 額1,700円から53,100 円の範囲内で支給 ウ 特別急行列車等利用 者 特別急行料金、高速 自動車国道等特別料金 等の額を加算 エ 駐車料金を負担して いる場合 (駐車場代の加算) 通勤のため4輪の自 動車を使用し、駐車場 として公署の敷地を利用 する場合に、当該利用 に係る1月当たりの 職員負担額が5,000円 を超えることとなると 任命権者が認める公署 に勤務する職員に支給 (1月当たり1,000円 を上限。) (パークアンドライド) 略 オ ノーマイカー運動に 参加する場合 略	ア 交通機関等利用者 略 イ 自動車等使用者 通勤距離に応じ、月 額1,600円から50,100 円の範囲内で支給 ウ 特別急行列車等利用 者 1か月の特別急行料 金等の3分の2の額を 加算(高速自動車国道 等特別料金等につい ては2分の1の額(1月 当たり2万円を限 度)) エ 駐車料金を負担して いる場合 (その他の駐車場代の加 算) 制度なし (パークアンドライド) 略 オ ノーマイカー運動に 参加する場合 略	県の制度に準じた改定
(2) 適用日 令和7年1月1日 (職員給料表、管理職手当) 令和7年4月1日 (期末・勤勉手当、扶養手当、通勤手当)			